

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成15年8月4日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、
「（仮称）黒川はるひ野集合住宅計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり
行います。

1 指定開発行為者

東京都中央区八重洲二丁目3番13号
藤和不動産株式会社
代表取締役 相原孝雄

東京都中央区八重洲二丁目3番13号
株式会社エス・ディー・マネジメント
代表取締役 望月和喜

2 指定開発行為の名称及び種類

- (1) 名称
（仮称）黒川はるひ野集合住宅計画
- (2) 種類
住宅団地の新設（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市麻生区黒川（黒川特定土地区画整理事業区域45街区）

4 指定開発行為の目的及び内容

- (1) 目的
共同住宅及び一部商業施設の新設
- (2) 内容
- | | |
|-----------|-------------------------|
| ア 開発区域面積 | 16,566.64m ² |
| イ 土地利用計画 | |
| （ア）計画建物 | 6,939.79m ² |
| （イ）専用庭 | 510.84m ² |
| （ウ）駐車場 | 118.88m ² |
| （エ）バイク置き場 | 29.33m ² |
| （オ）緑化地 | 4,672.00m ² |

(力) 提供公園

994.00m²

ウ 建築計画

(ア) 構造	R C 構造
(イ) 階数	地上 7 階、地下 1 階
(ウ) 高さ	19.90m
(エ) 建築面積	6,324.26m ²
(オ) 延床面積	41,785.06m ²
(3) 計画人口 (計画戸数)	
1,068 人 (352 戸)	

5 指定開発行為の施行期間

着工予定： 平成 15 年 12 月

完了予定： 平成 17 年 3 月

6 条例準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成 15 年 8 月 4 日 (月) から平成 15 年 9 月 17 日 (水) まで

(2) 場 所

麻生区役所及び本庁 (環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。